

理 由 説 明 書

令和 3 年 1 1 月 1 8 日

内 閣 府

令和 3 年 8 月 2 0 日付けで提起された内閣府日本学術会議事務局長（以下「処分庁」という。）による開示決定処分（令和 3 年 6 月 2 1 日付け府日学第 9 7 2 号ー 2。以下「原処分」という。）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

記

1. 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取り消しを求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

文書の不存在には、開示請求対象とされた文書自体は存在するが、当該文書が対象文書の要件を満たさないために不存在とされる「解釈上の不存在」と、「物理的不存在」があるところ、文書の不存在を理由とする不開示決定に際してはそのどちらなのか明確にする形で理由を付記する必要がある。原処分の理由付記は「開示請求に係る行政文書を作成、取得しておらず、保有していないため、不開示とする。」とあるが、この文言からは当該文書が「行政文書」として存在しないという「解釈上の不存在」なのか、文書として「物理的不存在」なのかが判別できない。したがって、原処分は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号。以下「情報公開法」という。）第 9 条第 2 項及び行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項に違反する。

2. 本件対象文書及び原処分について

処分庁においては、「2 0 2 0 年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書」との本件開

示請求に対し、該当する行政文書を保有していないため、不開示とする原処分を行った。

3. 原処分の妥当性について

審査請求人は、当該文書が「行政文書」として存在しないという「解釈上の不存在」なのか、文書として「物理的不存在」なのかが判別できないため、原処分は、情報公開法第9条第2項及び行政手続法第8条第1項に違反すると主張するが、情報公開法に基づき開示請求を行うことができるのは、行政機関が保有する行政文書であることから、原処分においては、「開示請求に係る行政文書」について、処分庁においては、作成も取得もしておらず、保有していないことを理由として記載したものであって、当該理由の記載は、十分かつ適法なものと考えている。

なお、日本学術会議会員の任命に関する事務については、内閣府本府組織令(平成12年政令第245号)第2条第7号の規定に基づき大臣官房が所掌しており、処分庁においては、日本学術会議会員の任命に関する事務に係る文書を作成、取得することではなく、請求に係る行政文書である「2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち、内閣総理大臣が任命しなかった根拠ないし理由がわかる文書」についても保有していない。処分庁においては、原処分を行うに当たり、念のため対象文書に相当すると考えられる文書の探索を行っており、さらに本審査請求を受けて改めて事務局の執務室内を探索したが、本件請求文書に相当すると考えられる文書を保有しているとは認められなかった。

4. 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが適当であると考ええる。

以 上